

動物虐待の心理的考察

動物愛護會 廣井辰太郎

大數學者のニュートンは、「高尚有徳の人人は獨り自分が隣人を愛するを以て、最高の務となすのみならず、無告動物を愛するを以て至高の義務なりとす。」といひました。

又、フレデリック大王は、「忠實なる他動物に對して冷酷なるものは、同胞兄弟に對しても殘忍なるを常とす。」といつて居ります。

シュペンハウエルも亦、「他動物に對して憐憫の情あるは、その人格の高尚なるを證す故に、他動物に對して殘酷なる者は善人たる能はず。」といつて居ります。

また、フォイエル・バッハは、「如何に他動物を觀察し、又それを取扱ふかを見るは、一國民の品性をはかる最も正確なる尺度なり。」と云つて居ります。
かういふ點から、他動物に對する日本人の態度を觀察いたしますると、誠に遺憾なる點があります。蓋し、日本人は生れつき殘忍性に富んでゐるといふ

のではありません。どちらかと云へば、キリスト教國の西洋人の方が如何に日本人よりも殘酷であるかといふ事は、今回の歐洲大戰を見れば、容易にわかる事であると思ひます。

私は日本人の動物虐待は多くの場合他動物と自然に對する無理解、即ち無識より起る場合が多いと信じて居ります。これ、私共同志が多年動物愛護を主張して、一つは無告動物を無役の苦痛と虐待より救ひ、又一つは動物虐待の防止によつて、人間社會の品性を定める事に微力を盡してゐる所以でござります。

然し、動物虐待を徹底的に防止するには、動物虐待の蕃行の依つて以て起る心理狀態を究めて根本的にこの問題の解決をはからなければならぬ、と思ふのでありますから、今少しく之れを心理的方面から考察しました。皆様の御参考に供したいと思ひます。

一、本能的虐待

自己保存のために、食物及び他の生活資料を獲得するため、又、生殖のための異性の選擇といふやう

な生物的本能より出でたるもので、之を本能的虐待と申します。或は、殺戮本能と云つてもよいのです。

例へば、殊に十歳前後の男児が、セミやトンボやイヌや子コをいぢめたり、或は殺したりするのは、この部類に属するのであります。

ところが、日本では母親が無識のために、往々、児童の殺力本能を助長せしめるやうな事があります。即ち、雀の子の翼を切つて我が子に與へたり、

セミやトンボに絲をつけて自分の子供を喜ばせたり

するといふやうなことがあります。母親としての愛情は誠に尊いものでありますけれど、その方法をあやまつてゐることは改めねばならぬと信じます。

此處に注意すべき事は、子供は何も虐待するといふ意識を以て、昆蟲や小動物を苦しめるのではありませんから、小兒の動物虐待を矯正するといふ目的で、頭ごなしに子供を叱り飛ばすといふ事は、妥當ではありません。それで、子供の氣を轉せしめるために、何か子供の虐待の対照となる小動物に代るものを與へるといふ事は、家庭の教育に於ても、児童

教育に於ても信じるのであります。

二、模倣的虐待

児童が必ずしも生れつき虐待殘忍性をもつてゐない場合でも、境遇不良のために、模倣的虐待の行為を覚えて、知らず／＼、それが児童の習慣となる場合がありますから、児童教育者に、児童の環境がその天性を悪化せぬやうに充分の注意と警戒とを拂ふの必要があるのです。之れに關しては、所謂孟母三遷の物語の如きは、児童の教育者にとつて、極めて價値ある教訓及び心得があると信じます。

三、迷信的虐待

トカゲの尾を踏み切れば金錢を收得するとか、夜のクモは親に似て居つても殺せどか、或はアダムとエバとを誘惑して罪に導いたのは蛇であるといふ傳説にもとづき、蛇を見ればたゞき殺すといふやうな事は、この迷信的虐待に屬するものであります。

四、娛樂的虐待

人間は自分の快感を充たす爲に、罪もなき昆蟲又是他の動物を苦しめる事が非常に多いのです。例へば、ハタハタ、キリギリスの後足を握りてはげしく上下に運動せしめるとか、トンボの腹部を切斷し

てそれに細い茎とか竹をさして飛ばしたり、金魚を小さいグラスに入れて樂しんだり、學校の運動會でやるドジョーすくひとか、ブタ追ひとかいふやうな遊戯は、皆この娛樂的虐待の範疇に屬するのであります。

そのうちで最もひどいのは、南米、特にメキシコ、ペルー及びヨーロッパではスペインに行はれてゐるブル・ファイト（闘牛）であります。およそ非人道的娛樂で以て闘牛ほど残酷な、且つ悲惨なものはないのであります。が、米國人の猛烈なる反対及び攻撃に拘はらず、南米に於ては今尚ほ依然としてこの野蕃ゲームが行はれて居ります。この残酷な虐待を防ぐには、一面には道徳的及び法律的制裁に訴へること同時に、又一面に於ては娛樂即ち趣味の向上をはかつて、高尙なる趣味で野蕃的趣味を驅逐するといふほかはありませんまい。

五、憎惡的虐待

何といふ理屈なしに、たゞ形態や色彩又は音聲等の醜惡であるといふために、厭み嫌ふ情にからされて、徒らに無害の動物に危害を加へるといふのが、この種の虐待であります。例へば毛蟲、ヤモリ、ヘ

ビがいかにも其の容貌が氣にくはんといふので、之を殺すといふやうな事であります。

こゝに面白いお話をあります。小學校に通ふ小さい子供が、毛蟲が嫌ひでいちめますので、先生がどうかしてこれを矯めようと思ひまして、或日毛蟲を顯微鏡で見せましたところ、毛蟲の色彩のうるはしさが手にとるやうに見えましたので、子供はこれら大變好きになりました。自然のなす事はみな美しいのでありますから、やたらに嫌ふことはさけなければならぬであります。

六、虚榮的虐待

兒童にも相當のプライド、云ひかへれば一種の虚榮心があつて、やゝともすると、自分の勇氣をば人に示さんがために、蛇の尾を握りてふり廻したり、犬を追ひまわしたりして、得意がるやうな事があります。また之を大人の場合で云ひますと、殊に婦人の場合について申せば、自分の身なりを飾るために、多くの動物を殺すといふ事があります。例へば、西洋婦人は毛皮を澤山使ひましたり、又帽子其他の裝飾のために美しい類の鳥の羽毛を要求する事が、非常に多いのであります。

勿論歐洲大戦争の事であります、歐米の婦人が婦人の虚榮心を充たすために犠牲となつた一ヶ年の小鳥の數は、二億三千萬羽に達し、そのうち五十萬羽は北米、一億二千萬羽は歐洲大陸、五千萬羽は英國、之が婦人の要求となる事になります。私が一昨年の春、ロンドンに滞在してゐる場合に、羽毛使用禁止案(Plumage Bill)といふのが、英國議會に提出せられまして、既に第二讀會を通過したといふ事をききました。かふいふ意味の虐待に關しては、歐米に於ては人道論者が上流社會に向つて痛烈なる警告を與へて居ります。

其他恐怖的虐待、復讐的虐待、病的虐待、利己的虐待等ありますが、之は題目だけを申しあげてその内容は皆様の御推測におまかせする事にいたします。

歐米の教育會では、人道的教育、即ち動物虐待に關する教訓を兒童に與へるといふ事に就いては、多大の注意を拂つて居ります。現に米國に於ては、約二十州に於ては強制的に學校で人道教育の課目を課する事が定められてある位であります。そして、是等の州の經餘では、結果が誠に良好であるといふので、他の州もぞくく之に倣ふといふ状況になつて

居ります。米國では曾て、二千人の囚人に就て試験した事があります。之は、動物虐待と犯罪との關係とを調査するための試験であります。その結果によれば、或有名な獄牢の二千人の囚人中、一九九〇人迄は幼少の折に無告の動物を虐待した者である事を證明しました。嘗て有名なスコットランドの教育家が、人道主義の洗禮をうけた七十人の少年時代に於ける動物に對する態度をとり調べた處、この人道的教育をうけた中から唯一人の刑事的犯罪者を出さなかつたといふ結果を得た事があります。

かういふ點から考へて、日本の兒童教科書にも、今少し動物愛護に關する話を入れて貰ひたいと思ひます。

世間では動物を愛護せよ、殺生するなどいふやうなことをやかましく云へば、兒童は薄志弱行に流れると考へる人がある、私はもつとも優い心情の持主はもつとも大なる勇氣の持主であり、眞に社會のために奉仕し、國家のために生命をさゝげるといふやうな人物は、同情の精神に富んだ人であるといふ事を堅く信じ、又之を證明する事實が無數の歴史上の實例を持つて居ります。(文責在記者)